

別表第 1 (第 27 条関係)

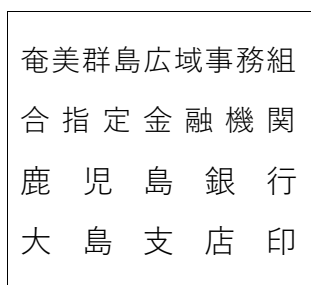
奄美群島広域事務組合指定金融機関

指定金融機関

| 金融機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------|-------------|-------------|
| 株式会社鹿児島銀行 大島支店 | 奄美市名瀬港町1番1号 | (代) 52-4111 |
| 奄美市役所内公金取扱所 | 〃 名瀬幸町25番8号 | (代) 52-4111 |

別表第 2 (第 29 条関係)

(1) 指定金融機関公印



規格方 25 耗
かい書木製

(2) 指定金融機関出納印



規格径 30 耗
差込式又は回転式日付印

○奄美群島広域事務組合支出負担行為の整理区分に関する規則

〔令和5年2月24日〕
規則第5号

改正 平成3年7月1日規則第17号
令和2年2月17日規則3-1号
令和5年8月9日規則8号

平成29年9月1日規則第7号
令和5年2月24日規則5号

(準用規定)

第1条 支出負担行為の整理区分に関しては、奄美市支出負担行為の整理区分に関する規則（平成18年奄美市規則第39号。以下「奄美市規則」という。）の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月1日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年2月17日規則3-1号）

この規則は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和5年2月24日規則5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月9日規則8号）

この規則は、公布の日から施行し、令和5年2月24日から適用する。

○公金の収納又は支払の事務を行わせる金融機関の 指定

〔平成 3 年 7 月 1 日〕
〔告示第 2 の 2 号〕

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条第 2 項の規定により，本組合公金の収納又は支払の事務を取扱わせる金融機関を次のとおり指定する。

記

奄美群島広域事務組合指定金融機関 株式会社鹿児島銀行大島支店

第3章 契 約

○奄美群島広域事務組合契約規則

〔平成3年7月1日〕
〔規則第18号〕

改正 平成18年3月20日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び条例に定めのあるもののほか、契約に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 奄美群島広域事務組合の契約については、奄美市契約規則（平成18年奄美市規則第41号）の規定を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と、「奄美市」とあるのは「奄美群島広域事務組合」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月20日規則第1号）

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

○奄美群島広域事務組合建設工事等入札者指名のための資格者推薦委員会規程

〔平成 21 年 4 月 1 日〕
訓 令 第 1 号

改正 平成 29 年 9 月 1 日訓令第 8 号

令和 4 年 3 月 14 日訓令第 1 号

(設置)

第 1 条 奄美群島広域事務組合契約規則（平成 3 年規則第 18 号）の規定に基づき、奄美群島広域事務組合建設工事等入札者指名のための資格者推薦委員会を設置する。

(職務)

第 2 条 委員会は、建設工事等入札者指名のための資格者の推薦を行うものとする。

(資格者)

第 3 条 入札参加資格者については、構成市町村が定める資格者とする。

(組織)

第 4 条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副管理者
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長
- (4) 総務課長
- (5) 奄美振興課長
- (6) 総務課総務係長
- (7) 奄美振興課企画振興係長
- (8) 奄美振興課観光・物産係長
- (9) 奄美振興課エコツーリズム推進係長
- (10) その他管理者が特に必要と認めた者

2 委員が不在のときは、奄美群島広域事務組合事務決裁規程（平成 13 年訓令第 1 号）第 9 条及び第 10 条の規定による代決者をもって充てる。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、副管理者をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

第 6 条 委員会に副委員長を置き、事務局長及び事務局次長をもってこれに充てる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、代理の順序は、事務局長、事務局次長の順とする。
- 3 委員長及び副委員長が共に不在のときは、あらかじめ、委員長の指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じてこれを招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事の決定は、議長が出席した委員の意見を尊重して行う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課総務係において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月1日訓令第8号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

第4章 財 産

○奄美群島広域事務組合財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例

〔平成3年7月1日〕
〔条例第23号〕

改正 平成18年3月20日条例第1号

(趣旨)

第1条 財産の交換，譲与，無償貸付等に関しては，この条例の定めるところによる。
(準用規定)

第2条 財産の交換，譲与，無償などに関しては，奄美市財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例（平成18年奄美市条例第55号）の規程を準用する。この場合において，同条例中「本市」とあるのは，「奄美群島広域事務組合」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月20日条例第1号）

この条例は，平成18年3月20日から施行する。

○奄美群島広域事務組合職員退職手当準備基金の設置、管理及び処分に関する条例

〔平成3年7月1日〕
〔条例第24号〕

(設置の目的)

第1条 奄美群島広域事務組合職員の退職手当の支払に要する資金に充てるため、奄美群島広域事務組合職員退職手当準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に計上した額とする。

(管理)

第3条 基金に関する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、奄美群島広域事務組合職員が退職する場合の退職手当の支払財源としてのみ処分するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○奄美群島広域事務組合奄美T I D Aネシア基金の 設置，管理及び運用に関する条例

〔平成3年7月1日〕
〔条例第25号〕

改正 平成23年3月16日条例第1号

(設置)

第1条 奄美群島広域事務組合は，奄美群島の振興整備のための事業の推進のため，奄美T I D Aネシア基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は，10億円とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への貯金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は，必要に応じ，最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，奄美T I D Aネシア基金特別会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(運用益金の活用)

第5条 基金の運用から生じる収益は，奄美群島の振興整備のための事業に限り運用すること。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるものを除くほか，基金の管理に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第1号)

この条例は，平成23年4月1日から施行する。

○奄美群島広域事務組合一般会計財政調整基金条例

〔平成7年12月6日〕
〔条例第3号〕

改正 平成8年3月6日条例第1号

(設置)

第1条 災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、毎年度予算の範囲内において積み立てるものとする。

2 一般会計歳入歳出決算に剰余金を生じたときは、その一部を基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期日及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源を充てるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○奄美群島広域事務組合特別会計財政調整基金条例

〔平成8年3月6日〕
〔条例第2号〕

(設置)

第1条 財政の不足を生じたときの財源を積み立てるため、財政調整基金(以下「基金」という。)設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、毎年度予算の範囲内において積み立てるものとする。

2 特別会計歳入歳出決算に余剰金を生じたときは、その一部を基金に積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○奄美群島広域事務組合奄美パーク自主企画事業基金 の設置，管理及び運用に関する条例

〔平成14年3月1日〕
〔条例第1号〕

(設置)

第1条 奄美群島広域事務組合は，鹿児島県奄美パークの自主企画事業を推進するため，奄美パーク自主企画事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積み立てる額は，奄美パーク事業特別会計予算（以下「予算」という。）に計上した額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は，奄美パーク事業特別会計歳入歳出予算に計上するものとする。

(処分)

第5条 基金は，第1条に規定する目的を達成するため，管理者が必要と認める事業に要する経費の財源に充てる場合に限り，その全部又は一部を処分することができる。

(委任規定)

第6条 この条例に定めるものを除くほか，基金の管理に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

○奄美群島広域事務組合世界自然遺産基金条例

〔平成27年3月21日〕
〔条 例 第 1 号〕

改正 令和3年7月28日条例第1号

(設置の目的)

第1条 世界自然遺産登録地及び奄美群島国立公園の自然環境の保全と活用の推進に資する事業を実施するため、奄美群島広域事務組合世界自然遺産基金を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、奄美TIDAネシア基金特別会計予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に関する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、第1条の目的を達成するため、管理者が特に必要と認める経費の財源に充てることができる。

2 前項の規定による場合のほか、基金から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 管理者は、必要が生じたときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年7月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。